令和3年3月栃木市教育委員会定例会会議録

令和3年3月栃木市教育委員会定例会を、令和3年3月29日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理者 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員 大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり 本委員会の欠席委員は、無し。

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

長 教 育 部 生 涯 学 習 部 長 教育総務課長 参事兼学校教育課長 学校施設課長 保健給食課長 生 涯 学 習 課 長 公 民 館 課 長 スポーツ振興課長 文 化 課 長 文 化 課 主 幹 文 化 課 主 幹 川名江大柿五佐臼押金青中浩正太久宏畑義秀好武一幸

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり 西脇 はるみ委員
- 5 本委員会の書記は、次のとおり 教育総務課 主事 成瀬 瑞希
- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

- 協議第 1号 栃木市スポーツ施設ストック適正化計画の策定について
- 議案第14号 栃木市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に ついて
- 議案第15号 栃木市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定に ついて
- 議案第16号 栃木市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定に ついて
- 議案第17号 小規模特認校制度の適用方針について
- 議案第18号 栃木市小中学校施設長寿命化計画の策定について
- 議案第19号 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度 及び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のために公職の候補者 等が納付すべき額の一部を改正する告示の制定について
- 議案第20号 栃木市文化振興計画策定懇談会設置要綱の制定について
- 議案第21号 栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第22号 栃木市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第23号 栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱の制定について
- 議案第24号 とちぎ蔵の街美術館条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 議案第25号 栃木市立美術館条例施行規則の制定について
- 議案第26号 栃木市立文学館条例施行規則の制定について
- 議案第27号 栃木市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定につい て

日程第4 その他

《会議》

教 育 長 一 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署 名委員、書記及び会議案件を報告する。 一

教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。2月定例教育委員会の会 議録につきましては、あらかじめ委員の皆様に配付したとおりでございます。ご 質問ご意見等はございますでしょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

一 令和3年2月定例教育委員会会議録に大橋委員が署名 ―

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

一 3月議会について報告 一

1、教育長再任について

3月議会で再任の承認をいただき、委員の皆様のご支援をいただきながら、来 期も頑張っていきたい。

2、GIGAスクール構想の整備状況について

当初予算の中にタブレット端末のセキュリティソフトを入れることができなかったが、第三次補正臨時交付金を活用してセキュリティを付ける予定である。大 画面テレビは1教室1台を配置できるよう努力していく。

一 内外教育2021年3月5日第6897号に基づき報告 一

教育改革が進む中で、これからの教育について問われることがあったが、情勢の変化はあるが、日本が続けてきた知・徳・体の教育を根幹に据える大きな流れは変わらない。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

福島委員 ICTが本格化する中で、セキュリティがなければ持ち帰らせないということを 徹底しないと、子供にとっては非常に興味のあるものだと思うので、栃木市が支 給するわけですから、セキュリティを付けた状態で渡せるようにやってもらいた い。決して、セキュリティが付いてない状態で渡さないように最大限の努力をし ていただきたいと思います。

教 育 長 おっしゃる通りだと思います。ICT機器というのは光と影と両方の側面があり、 子供にとっては毒にも薬にもなってしまうものですから、教育委員会として配付 するならば、セキュリティは必ず付けなければならないものだと思っています。

教育長 他にいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教育長 ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。協議第1号 栃木市スポーツ施設ストック適正化計画の策定について、を議題といたします。スポーツ振興課押山課長より説明をお願いします。

スポーツ振興課長 〔説明要旨〕

市民がスポーツに親しむことのできる施設の継続的な提供及びスポーツ施設の 利便性向上を目的とした栃木市スポーツ施設ストック適正化計画を策定することについて、協議を求める旨説明。 教 育 長 福 島 委 員 協議第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

素案から変更になったのは、要望書が出された栃木市剣道場の問題だと思うんで すけども。先ほどの説明でパブリックコメントが97件あったということですが、 内容としては1つだけなのでしょうか。前回の通級指導教室のパブリックコメン トも10件くらいありましたけども、そのパブリックコメントの1つ1つに丁寧 に応えて資料にして我々に提出してくれましたが、今回97件のパブリックコメ ントが出されているにも関わらず、たった1件の市の考え方を提示していますけ ども、実際にはパブリックコメントを出された方々に対して市の考え方をこうで すよ、と返答しているのかどうかを聞きたいです。それと、最終案は、集約化を 図る施設とするが、今後文化的な価値も踏まえて運営方法も検討していく、とあ りますが、今後、剣道場としては使用できなくなる、というスタンスは変わらな いけども、建物は残していく、という方向性なのか、今後も剣道場として使える 可能性があるのか、その可能性はないけども、建物は残す、ということでしょう か。私も知り合いの方から、剣道場として非常に歴史のある建物で、しかも床な んかも通常の体育館なんかとは全然違うんだと、要するに特別な造りをしている 床であると、そういったことも含めてこれを代替する場所でやるとなると、子供 の健康上も含めて果たして可能なのか心配だという話がありました。また、例え ば東中学校の体育館だとかそういったところを代替の場所として使うときに、当 然学校の行事が優先されます。そういったことになると、拠点がない状態で、剣 道教室を開くというのはちょっと難しいというお話も伺います。私もこの剣道場 に行かせていただきまして、たしかに一見すると、外観上は傷んでいるなという ところがあり、耐震性とかに問題があるのかもしれません。ただ、外から窓ガラ ス越しに見させていただいて、例えば床の状態なんかもピカピカなんですね。柱 の状態もすごく綺麗で。100年以上の歴史があるのがよく分かって、空気感が 違うんですね。子供たちが剣道の練習をするときも、そういった剣道場の空気で あるとか、日本古来の武道の雰囲気といったものを感じながら練習していたんだ ろうな、と。素晴らしい施設でした。トイレも清掃が行き届いていて、建物を大 切に使っているんだなということがよく分かりました。要望書には、この文章を 作った人の思いが濃く出ています。自分たちで掃除をしたり、傷んだところを補 修したりしながら、なんとか使いたいという思いが伝わってきます。だからとい って、残せるのかというと、この資料の 41 ページを拝見すると、耐震性という ところで耐震診断実施が未になっています。具体的にどこが耐震性に問題がある のかということになってきます。もし問題があるのであれば、直して使用するこ とはできないのか、直すならどれくらいの費用がかかるのか、というところをき ちんとやっていかなければならないと思います。実際の現状はどうで、残したい 思いがこれだけあるのだから、残すためにはどうしたらいいのかを一緒になって 考えていくべきではないかと思います。建物は1911年に建てられていて、栃 木女子高あたりと同じ歴史があるわけで、全国、海外にある武道場の中で歴史的 には古い方から数えた方が早いような施設なわけで、どうしたら残していけるの かということを真剣に考えていくべきだと思いますし、こういった一生懸命され ている方は何でも熱いんですよね。とちぎ未来アシストネットやコミュニティ・

スクールというようにみんなで学校を盛り上げていこうということを念頭において活動しているわけで、こういう熱い方々は、たぶん学校にも協力してくれるので、無下にダメだと判断を下すことなく真剣に話を聞いて、どうしたら残せるのかということを考えていくべきと思います。

教 育 長 ご質問が3点と、ご意見がありました。まず、90件を超えるパブコメへの対応 について、お願いします。

スポーツ振興課長 おっしゃる通り、1つ1つお答えすべきものですが、中身を確認すると最終的な 結論というか、お答えとしては同じものになってしまうということがありました ので、97件まとめて並べて回答が同じ表記だと見づらいかと思ってあえてまと めさせていただきました。

福島委員 個別にはちゃんと回答しているのか。

スポーツ振興課長 回答につきましては、これから公表となります。

教 育 長 2つ目は、集約化は図るが文化的価値等も踏まえ、運営方法等について利用団体 と調整していく、ということであるが、実際残しても使用できなくなるのか、に ついてお願いします。

スポーツ振興課長 基本方針は集約化になります。これは、国のガイドラインの判断基準に基づいて 評価した結果でございます。計画が策定したと同時に使えなくなるものではござ いません。計画策定後には、利用団体、利用者と調整を図り、同意をいただいた 上で、具体的に了解を得られれば、集約化又は廃止の事務手続きを進めていくこ とと考えています。

福島委員 同意があれば。

スポーツ振興課長はい。

教 育 長 もう一つ、耐震性についてのご質問がありました。お願いします。

スポーツ振興課長 平成21年度に補強工事をしておりまして、こちらの工事が耐震診断に基づいた 工事ではありませんでした。当初は我々も耐震補強してあるんじゃないかと勘違 いしておりましたが、耐震診断自体をやっていませんでした。補強工事はしてお ります。実際、東日本大震災の時も耐えられて、今も利用いただいています。そ のレベルでの安全性は保たれていると考えています。ただし、新耐震基準、震度 6強以上の地震に耐えられるかどうかの耐震診断はしておりませんので、その点 は安全だと判断できないというところです。

福島委員 今後、耐震診断はやっていくのでしょうか。

スポーツ振興課長 費用がかかることになりますので、状況を見ながら、最終的に建物を残すという ことになれば、耐震診断は必要になってくると思います。

教 育 長 ご意見をたくさん頂戴いたしました。最終的にどうしたら残せるかということを 真剣に議論していきたいというのが主たるご意見だったと思います。他にご意見 ございませんか。

林 委 員 話を整理したいのですが、この計画はスポーツ振興課から出てきたものですが、 文化的な価値があるはずなので、文化課の管轄ではないかと思います。スポーツ 的な利用価値と文化的な価値を混同して、一方から両方の価値を判断するのは難 しいのではないかと思います。もう一度文化的な価値があるかどうかっていうの を第三者の目で見て判断していただく必要があるのではないでしょうか。それは 文化課にお願いするべきだと思います。もし、文化的な価値があると分かれば、今度はスポーツ施設として利用できるかということになり、利用できなければ、文化財として残す選択肢もあると思いますし、直せば使用できるとなれば予算を付けてもらって、使えるということになると思います。国が出したガイドラインに文化的な価値があればということについて記載があったか分かりませんが、その辺が抜けていたのではないかと思います。第三者委員会に価値があるかの判断を委ねるのがいいと思います。

生涯学習部長

スポーツ施設ストック適正化計画については、すでに素案についてご了解いただ いているところでございますが、案の1ページ2段落目をご覧ください。スポー ツ施設の現状と計画の必要性が書いてあります。朗読いたします。『合併により 旧1市5町の施設を所有している栃木市には、多数のスポーツ施設が点在し、こ れらの施設の多くは、老朽化が進んでいることから、今後、本格的な改修工事や 建替えに莫大な費用が必要となることが想定されます。また、少子高齢化等によ る財政状況の悪化が懸念される中、所有する全ての施設を維持していくことが困 難になることから、施設の廃止や縮小を含む計画を策定していかなければなりま せん。』この前提条件が正しいかどうかご審議をいただきたいと思います。2点 目、どのように方向性を出していくかですが、3段目を朗読いたします。『その ような中、スポーツ庁から平成30年3月に、地方公共団体が安全なスポーツ施 設を継続的に提供し、市民が身近にスポーツを楽しむことのできる環境を整備で きるよう「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」が公表されました。こ のガイドラインに従い、本市においても市民の要望や使用用途に合ったスポーツ 施設を適切に維持管理していくため、個々のスポーツ施設の方向性及び整備手法 を検討し、今後の施設のあり方を計画した「栃木市スポーツ施設ストック適正化 計画」を策定しました。』ということで、個々の施設の方向性については、国の ガイドラインに沿って評価したい、ということが書いてあります。評価の手法は 国のガイドラインに沿ってやらせていただいてよろしいかということです。その ガイドラインに沿って、個々の施設を評価した際の評価が正しく行われているか をご確認いただきたい。そのガイドラインの中には、精神的なものとか文化的な 価値については入っておりません。スポーツ施設としてどうなのかということを 今回の計画では方向性として出していきたいというのが国あるいは市の考えです。 スポーツ施設としての方向性は、集約化となるわけです。ただ、方向性としては 集約化となるが、文化的な価値や利用団体のご意見を踏まえて調整していきたい。 文化的な価値につきましては、市にはだいたい300くらいありますが、その指 定にあたりましては、国、県、市が指定するものがあるわけですが、市が指定す るものにつきましては、専門家に集まっていただく文化財の審議会がございます ので、その中で検討していく手順となります。あくまでも、スポーツ施設として どうしていくのか、という方向性を出した上で、必要に応じて文化的な価値を判 断させていただきたいと思います。

林 委 員 文 化 課 長

文化財審議委員会に話を持っていっていただけるということでしょうか。 現在のところ、審議会にかける予定はございませんが、今後要望があがってきた

場合には、審議させていただくことになると思います。

教 育 長

それでは、名淵部長から本協議題に沿いまして、まず、1ページ2段落目にあります本計画の趣旨をご理解いただけますか、ということにつきまして、ご異議ございませんか。

後藤委員

栃木に来て驚きと同時に共感するのが地域への愛着が半端ないということです ね。それは剣道場についても、パブコメの数の多さ、内容を見ても地域の熱い思 いを感じました。市民憲章を作ったとき、審議会の会長として会議を重ねる中で、 市内には素晴らしい四季折々の自然があり、自然と文化が息づく町ということで、 市民全体から古くから伝わっている栃木市の伝統を次世代に引き継ごうという 迫力を感じました。ただ、そこには当然予算の裏付けがないといけません。予算 化は非常に難しいものです。予算は私たちの税金でやっているわけですから、 様々な文化的価値、例えば、文化財として申請したときに国庫負担としてどれく らい負担をしてくれるのか、とか。これは建物を壊すとは言ってなくて、これか らどういう風にしていったらいいかということを言っているわけで、私は結論的 にはそこは非常に重要だし、税金の使い方について、市民の多くの方々の賛成を 得られるような使い方をしていかないといけません。そこに難しさがあると思い ます。私も剣道場に行きました。子供たちが剣道の練習をしていました。剣道の 先生はボランティアなんですね。保護者の方が丁寧に説明してくれました。中に も入りました。雨漏りが酷いという話もしてあります。もし、これから大きな地 震が来たときにどうなるかという心配も漏らしておりました。建物自体には、福 島委員と同じように、違う雰囲気を感じました。スポーツ施設という枠だけでは なくて、文化財として適切かということを専門家に聞いていただいて、これから 進めていただく、と。文化的価値を踏まえ、利用団体とじっくりと調整していく、 というその結論はこのとおりでいいと思います。

教 育 長

改めまして、計画の趣旨をご理解いただけたということでよろしいでしょうか。 また、国が出しているガイドラインに沿って評価をすることについてもご理解い ただけたということでよろしいでしょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長

3点目、個々の施設の評価が正しく行われているかについてご意見を頂戴したい ということですが、いかがでしょうか。

林 委 員

スポーツ施設としての評価と、文化財的価値の評価は視点が違うと思います。文 化財的視点があれば、私はいいと思います。

スポーツ振興課長

今回の計画は、あくまでスポーツ施設としてどうかの視点です。この後、個別要素として文化財としての価値があるということであれば、計画策定後に利用者団体と関係部署等々と調整し協議をしていきたいと思います。

教 育 長

今回は協議ですので、教育委員会に決定権はありません。市長部局から諮問されて、答申のようなものをお示しして、最終的に市長部局で決定されるものです。 文化的価値等、付随したものはありますが、スポーツ施設ストック適正化計画は 進めていってよろしいでしょうか。

大橋委員

評価が正しく行えているかどうか、に関してですが、私たちも一個一個確認する ことは難しいのですが、武徳殿は耐震診断がされてなかったということでした。 そのうえでこういう結果になったわけですが、行えているかどうかというよりも、 あくまでも国のガイドラインに従って判断したということですよね。はじめにの 4段落目に市民の要望という言葉が入っていますが、パブコメに97件ものご意 見をいただいたということは、真摯に向き合っていかないといけないと思います。 これだけの声が出た以上は客観的に耐震基準を満たしているかを調べるべきだ と思いました。要望を見返して、真摯に向き合って、その上で最終的に予算であ るとか文化的価値であるとか、それで不可能だということなら仕方がないと思う んですけれども。やれることは可能な限りやっていただきたい。

教 育 長 計画そのものについてはいかがですか。

大橋委員 大丈夫です。

教 育 長 今後の対応を丁寧にしていってもらいたいということですね。他にいかがですか。

西 脇 委 員 何かがあったときに心配なので、耐震診断をやっていただきたい。方向性として はこの最終案に賛成です。市でできないようなら、例えば寄付を募るとか……。 みんなでいろいろ考えて立派なこの建物を守っていけたらと思います。

舘 野 委 員 集約化の考え方も効率的でいいとは思うのですが、小さなところでさえもいろん な団体が使っているので、そこに集約していくのは難しいことなんじゃないかと 思っています。近くに似たような施設があるから集約するのではなく、どうした ら残していけるのかを考えながら進めていってほしいです。

教 育 長 計画自体は概ねよろしいですか。

西脇委員 そうですね。

教 育 長 検討材料はあるということは明らかになりましたが、計画については原案のとおり了とすることでよろしいでしょうか。

一 異議なしの声 一

後藤 委員 武徳殿の問題は、将来どんな市にするのかという大きな問いかけになると思います。安全性を担保するのは当然として、文化財的な価値を市民の方が納得できるような形でお示しするというようなこと。50年、100年後、のビジョンがないと、部分的な問題ではないと思います。そういう意味で計画に則って進めていってほしいと思います。

教 育 長 協議第1号について、異議なきものと認めます。

次に、議案第14号から議案第16号までの3件についてですが、いずれも申請書等の押印の特例に関する案件ですので、一括して説明させていただき、採決については1件ずつ行わせていただきたいと思います。それでは、教育総務課 江面課長より説明をお願いします

教育総務課長 〔説明要旨〕

行政手続の簡素化を推進し、申請者等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、本市に提出される申請書等への押印を要しないこととする特例を設けるに当たり、栃木市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則等を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第14号から議案第16号につきまして、ご質問等ございましたらお願いい たします。

林 委 員 申請書がたくさんありましたが、オンライン申請ができるものはありますか。 教育総務課長 確認させていただき、後ほど回答します。 教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第14号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教育長異議なきものと認め、議案第14号について、可決いたします。

次に、議案第15号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第15号について、可決いたします。

次に、議案第16号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

一 異議なしの声 一

教育長異議なきものと認め、議案第16号について、可決いたします。

次に、議案第17号 小規模特認校制度の適用方針について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長 〔説明要旨〕

小規模特認校制度の適用については、大宮南小学校においては3年毎に、国府南 小学校においては、毎年評価を実施することとしているため、両校の令和2年度 の取組を評価し、今後の小規模特認校制度の適用方針について、議決を求める旨 説明。

教 育 長 議案第17号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 国府南小は倍以上に増えていますが、この差はなぜでしょうか。

教育総務課長 小規模特認校制度がまず大宮南小からスタートしたことから、上の子が大宮南小に上がって、下の兄弟も当然大宮南小に入っていくというサイクルがあるようです。特別支援学級を希望する方もいらっしゃるということで人数が入っているようです。国府南小は oneclass プロジェクトの成果が出始めまして、今回10名の新入生を迎えるという結果が出ています。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第17号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第17号について、可決いたします。

次に、議案第18号 栃木市小中学校施設長寿命化計画の策定について、を議題 といたします。学校施設課 柿沼課長より説明をお願いします。

学校施設課長 〔説明要旨〕

本市の小中学校施設について、中長期的な維持管理費等に係るトータルコストの 縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保して 行くために、栃木市小中学校施設長寿命化計画を策定するものであり、計画につ いて議決を求める旨説明。 教 育 長 議案第18号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員 防犯カメラ設置についてですが、周りに設置するのはどこの学校も幼稚園保育園もやっていることですが、校舎の中に設置することによって、何かあったときの証拠になる、と。大事なことはカメラに依存するのではなくて、子供同士がお互いに声を掛け合う、教職員がお互いに声を掛け合って、いわゆる見て見ぬふりをすることがない学校にすることが重要だと思います。市の考え方にカメラの設置は学校と調整していくとありますが、これは個々の学校なのか、すべての小中学校の意見を聞いた上で判断するのか教えてください。

学校施設課長 全部の学校の意見を聞いた上で、内部の設置について考えていきたいと思っています。

後藤 委 員 ということは、設置しない学校、設置する学校はないということですね。校長会の中で共通理解を図って、付けるとしたら全43校に付ける、付けなければ43 校に付けないということですね。

学校施設課長 全校統一した考えでやっていきたいと思いますが、実際学校によって、どうして もここだけは見ておかないと、というところが何点か出てくると思います。でき るだけ統一して付ける付けないを判断したいのですが、もしかしたらここだけは、 というところは出て来るかもしれません。

福島 委員 今後学校は再編が行われて、ゆくゆくは廃校になる学校もあると思いますが、子供たちがいる間は快適に過ごせるよう配慮しながら進めていただきたいです。

舘野委員 外壁の汚れの洗浄はどこの項目に入りますか。

学校施設課長 27ページの(1)①2)に該当します。

舘野委員 補修を伴わない外壁を綺麗にするというのは入りませんか。

学校施設課長 2階3階の壁は足場を掛けないといけないので、大規模改修の中でやっていきた いと考えています。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第18号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第18号について、可決いたします。

次に、議案第19号 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度及び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のために公職の候補者等が納付すべき額の一部を改正する告示の制定について、を議題といたします。公民館課 臼井課長より説明をお願いします。

公民館課長 〔説明要旨〕

令和3年4月1日からの組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度及 び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のために公職の候補者等が 納付すべき額の一部を改正する告示を定めることについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第19号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第19号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教育長 異議なきものと認め、議案第19号について、可決いたします。

次に、議案第20号 栃木市文化振興計画策定懇談会設置要綱の制定について、 を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

現行の栃木市文化振興計画の計画期間が令和4年度をもって終了することから、 新たな計画を策定するに当たり、広く意見を求めるため、栃木市文化振興計画策 定懇談会を設置することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第20号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林 委 員 メンバーは1から9まであり、新しく美術館と文学館ができますけども、代表の 人はどこに入りますか。

文 化 課 長 第3号にあたります。例えば、美術館・文学館の運営協議会の委員さんの代表者 などを考えています。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第20号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第20号について、可決いたします。

次に、議案第21号 栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。保健給食課 五十畑課長より説明をお願いします。

保健給食課長〔説明要旨〕

学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費の一部を無料とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教育長 議案第21号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 議会で決まったことなので反対することではないが、小学6年生と中学3年生だけだが、かなりの予算を使うことになりますので、学校で使う予算が削られないように十分注意して進めてもらいたいです。

教 育 長 教育費に影響が出ないように教育委員会としても訴えていきたいと思います。他 にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第21号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第21号について、可決いたします。

次に、議案第22号 栃木市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。公民館課 臼井課長より説明をお願いします。

公民館課長 〔説明要旨〕

栃木市市民交流センター条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第22号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 コピー機ですよね。

公民館課長 印刷機です。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第22号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第22号について、可決いたします。

次に、議案第23号 栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱の制定について、を議題といたします。スポーツ振興課 押山課長より説明をお願いします。

スポーツ振興課長 〔説明要旨〕

スポーツ大会において、全国大会等へ出場する選手に対し、大会での活躍を支援する栃木市スポーツ大会出場者激励金及び大会において優秀な成績を収めた選手を称える栃木市スポーツ大会出場者報奨金を給付するため、栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第23号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員 高校野球は入りますか。

スポーツ振興課長 高校野球については、別に要綱がございまして、そちらで対応になりますのでこれにはあたらないと考えています。

林 委 員 辞退の件ですが、正当な理由に怪我とかは入りますか。

スポーツ振興課長 想定している正当な理由は、コロナで大会が中止になってしまったとか、本人が 練習中に怪我をしたとか、なので入ります。

西 脇 委 員 今までは市のスポーツ協会を通していたようですが、金額は変わったんですか。 スポーツ振興課長 これまでは個人が5千円、上限が5万円でした。今回、県内各地の状況を確認したところ、一番多かったのが1万円でした。限られた財源の中で1万円に設定しました。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第23号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第23号について、可決いたします。

次に、議案第24号 とちぎ蔵の街美術館条例施行規則を廃止する規則の制定について、を議題といたします。文化課 青木主幹より説明をお願いします。

文化課主幹 〔説明要旨〕

とちぎ蔵の街美術館の閉館に伴い、とちぎ蔵の街美術館条例を廃止することから、 とちぎ蔵の街美術館条例施行規則を廃止することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第24号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第24号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第24号について、可決いたします。

次に、議案第25号 栃木市立美術館条例施行規則の制定について、を議題といたします。文化課 青木主幹より説明をお願いします。

文 化 課 主 幹 〔説明要旨〕

栃木市立美術館条例の施行に関し必要な事項を定めるため、栃木市立美術館条例 施行規則を制定することについて、議決を求める旨説明。また、第5条第2項と 第3項を入れ替える修正あり。

教 育 長 議案第25号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第25号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教育長異議なきものと認め、議案第25号について、可決いたします。

次に、議案第26号 栃木市立文学館条例施行規則の制定について、を議題といたします。文化課 中山主幹より説明をお願いします。

文化課主幹 〔説明要旨〕

栃木市立文学館条例の施行に伴い必要な事項を定めるため、栃木市立文学館条例 施行規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第26号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第26号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第26号について、可決いたします。

次に、議案第27号 栃木市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する 規則の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明を お願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年栃木県条例第41号)の改正に基づき、栃木市立学校の教育職員が行う業務量の適正な管理等を行うに当たり、栃木市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第27号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 タイムカードで管理するのかということと、管理職も対象になりますか。

学校教育課長 時間の管理はタイムカードで管理します。管理職も対象になります。

教育長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第27号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第27号について、可決いたします。

教育総務課長 先ほど林委員からご質問がありました件について、お答えします。オンラインで の申請はあるかとのご質問についてですが、現在教育委員会では後援名義の申請 のみとなります。こちらにある例規はすべて電子申請には対応しておりません。

教 育 長 次に、日程第4 その他 に入ります。令和3年3月議会における教育委員会に 関する一般質問の答弁概要について、川津教育部長より説明をお願いします。

教 育 部 長 教育委員会関係は6人の方から質問がありました。内容については、資料のとおりです。端末のセキュリティの質問が多くありましたが、4月中旬の臨時会で補正予算に組み込む見込みです。

教 育 長 ただ今、教育委員会に関する一般質問の答弁概要につきまして、説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林 委 員 二学期制について、導入している市町はありますか。

教育総務課長 近隣ですと、佐野市、下野市などです。

教 育 長 他にいかがですか。

─ 質問なし ─

教 育 長 ありがとうございます。

次に、令和3年(2021)年度 栃木市学校教育の重点について、学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕

・昨年度からの変更点について説明。

教 育 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 ICT教育は今後の鍵を握ってくるところです。導入にあたって、先生方は慣れていないので、スムーズに移管できるように専門的な支援員を雇えればいいが、予算が厳しい。アシストネットも年配の方が多いのでICTに精通している人はあまりいないと思うので、発掘も含めて十分やってもらいたいと思います。

教 育 長 令和3年度から課内にグローバル教育推進室を設けまして、ICTに長けている 指導主事を一人配置できましたので、市教委からの発信も先生たちに分かりやす くして、支援してまいりたいと思います。

教 育 長 他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 ありがとうございます。

次に、令和3年度運動会・体育祭の参加について、学校教育課 大阿久課長より 説明をお願いします。 学校教育課長 〔説明要旨〕

・各学校の運動会・体育祭の予定一覧について説明。参観について意見をいただきたい。

教 育 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 自重するべきだと思います。

林 委 員 来賓を呼ぶ呼ばないは学校が判断すると思うが、学校側の意向に沿って個々でい いと思います。

教 育 長 市教委として統一するか、在住の地域の運動会に呼ばれると思うので、個々に対 応するのがいいか、いかがですか。

林 委 員 オリンピックがあるので運動会も盛り上がると思う。

西 脇 委 員 藤岡は統合があるので行きたいです。

大橋委員 コロナの状況を考えると控えた方がいいと思います。

福 島 委 員 学校の先生も判断を迷われると思うので、教育委員会でこういう風になりました というのがいいと思います。

教 育 長 教育委員会としては、まだワクチンも打ち終わっているわけではないので、来賓 としてはご遠慮する、ただ、地域の一員として個々人で可能な範囲で行かれるの はよしとする、ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長 最終的な判断は学校長で、割振りはしないということで承ります。

教 育 長 今後終息した後は、教育委員会の組織が縮小するということもあり、二人ではな くて一人ということでよろしいですか。

一 意義なし 一

教育長 ありがとうございます。

学校教育課長 もう一点、年度始めの会についてですが、オンライン開催となります。委員の皆様にもご視聴いただきたいと思います。委員室で見られるようにしています。ご自宅で見られる場合は Zoom でご視聴いただけます。それから、年度始めの会では教育委員の皆様や部課長の自己紹介がありましたが、今年度は行いません。ペーパーに委員さんの顔写真を載せさせていただきたいと思います。

教 育 長 次に、令和3年4月1日付 人事異動についてですが、時間の都合で割愛させて いただきます。令和3年3月31日をもって川津部長が退職されますので、一言 いただきたいと思います。

教 育 部 長 教育委員会の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございます。今回の議会で福島委員と林委員が再任の承認を受けられ ましたので、改めてご報告いたします。

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

--- 午後12時07分委員会の閉会を宣した。---

令和3年3月29日

教育長

署名委員